

平成21年4月

滋賀県議会臨時会議案

目 次

	頁
議第136号 専決処分につき承認を求めることについて（滋賀県税条例および滋賀 県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）	1

議第136号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成21年4月27日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県税条例および滋賀県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、緊急に処理する必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

滋賀県税条例および滋賀県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり滋賀県税条例および滋賀県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成21年3月31日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県税条例および滋賀県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）および滋賀県税条例の一部を改正する条例（平成20年滋賀県条例第38号）の一部を次のように改正する。

（滋賀県税条例の一部改正）

第1条 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7節 削除」を	「第7節 自動車取得税（第42条―第53条） 第7節の2 軽油引取税（第54条―第58条の23）」	「第1 第2
節 自動車取得税（第114条―第114条の12） 節 軽油引取税（第115条―第137条）」	を「第1節および第2節 削除」に改める。	
	「ゴルフ場利用税 自動車取得税 軽油引取税」	「自動車取 軽油引取 狩猟税
第3条第1号中「ゴルフ場利用税」を	に改め、同条第2号中	

得税

税 を「狩猟税」に改める。

」

第39条の16の4第1項中「、協同組合連合会または商店街振興組合」を「または協同組合連合会」に改める。

第39条の16の5の見出し中「農地保有合理化事業に係る」を「農地保有合理化法人等の」に改め、同条第1項中「第4条第2項に規定する農地保有合理化法人が、同項第1号」を「第8条第1項または第11条の12に規定する農地保有合理化法人または農地利用集積円滑化団体（以下この条および次条において「農地保有合理化法人等」という。）が同法第4条第2項第1号」に、「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改め、同条第2項から第5項までの規定中「農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に改める。

第39条の16の6第2項中「農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に、「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改め、同条第3項中「前項の農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に改める。

第39条の18第1項中「第2条第7項」を「第2条第3項」に改め、同条第2項第4号、第4項第4号および第5項第4号中「第2条第7項第1号」を「第2条第3項第1号」に改める。

第41条の4第1項第2号中「第121条第1項第3号」を「第58条の6第1項第3号」に改める。

第2章第7節を次のように改める。

第7節 自動車取得税

（自動車取得税の納税義務者等）

第42条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に課する。

2 前項の自動車とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車（自動車に付加して一体となつている物として政令で定めるものを含む。）をいい、同法第3条の大型特殊自動車および小型特殊自動車ならびに同条の小型自動車および軽自動車のうち二輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）を除くものとし、前項の自動車の取得には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他政令で定める自動車の取得を含まないものとする。

（自動車取得税のみならず課税）

第43条 前条第1項の自動車（以下この節において「自動車」という。）の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得（以下この節において「自動車の取得」という。）と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動

車取得税を課する。

- 3 自動車製造業者、自動車販売業者または前条第2項の政令で定める自動車の取得をした者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車またはその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合（当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。）においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、同法第7条の規定による登録を受けたとき（当該登録前に第1項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。）、同法第60条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき（同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。）または同法第97条の3の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付または届出を当該運行の用に供することとみなす。
- 4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

（自動車取得税の課税標準）

第44条 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

- 2 次に掲げる自動車の取得については、その取得の時における当該自動車の通常取引価額として総務省令で定めるところにより算定した金額（以下この条および第48条第1項において「通常取引価額」という。）を前項の取得価額とみなす。

(1) 無償でされた自動車の取得

(2) 自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で政令で定めるものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で当該自動車に係る通常取引価額と異なる取得価額によるもの

(3) 代物弁済に係る給付としてまたは交換もしくは民法第553条の負担付贈与（被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第1002条第1項の負担付遺贈を含む。）に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

(4) 前条第3項または第4項の規定により自動車の取得があつたものとみなされる場合における当該自動車の取得

（自動車取得税の税率）

第45条 自動車取得税の税率は、100分の3とする。

（自動車取得税の免税点）

第46条 自動車の取得価額が15万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の徴収の方法)

第47条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付)

第48条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、総務省令で定める様式による申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。この場合において、自動車の取得価額が通常の取引価額と著しく異なるときは、売買契約書その他当該自動車の取得価額を証する書類の写しを当該申告書に添付しなければならない。

(1) 道路運送車両法第7条の規定による登録、同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）または同法第97条の3の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査または届出の時

(2) 道路運送車両法第13条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時）

(3) 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得または道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の4第1項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

(4) 前3号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2 自動車取得税の納税義務者は、自動車取得税額を納付する場合（当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、申告書または修正申告書に県が発行する証紙をはつてしなければならない。

3 自動車取得税の納税義務者は、前項の証紙をはることに代えて申告書もしくは修正申告書に収納計器で証紙代金収納印の押印を受け、または証紙の額面金額に相当する現金を納付することができる。

4 知事は、前項の規定により証紙の額面金額に相当する現金の納付があつたときは、申告書または修正申告書に納税済印を押さなければならない。

5 証紙の様式、収納計器で表示する証紙代金収納印の形式その他証紙徴収について必要な事項は、規則で定める。

(自動車取得税に係る不足税額等の納付)

第49条 自動車取得税の納税義務者は、法第129条第4項の規定による自動車取得税に係る更正または決定の通知、法第132条第5項の規定による自動車取得税に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第133条第4項の規定による自動車取得税に係

る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を納付書によつて納付しなければならない。

(自動車取得税の報告)

第50条 自動車の取得をした者は、第48条第1項の規定の適用がある場合を除き、同項各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に掲げる時または日までに、総務省令で定める様式による報告書を知事に提出しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等)

第51条 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産に係る自動車に移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産に係る自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

- 2 知事は、自動車の取得者から自動車取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限つて、当該自動車の取得に係る自動車取得税に係る徴収金の徴収を猶予する。
- 3 前項の申告をする者は、規則で定める様式による申請書に当該自動車の取得が譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保財産の設定者に移転することを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、第2項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る自動車取得税について第1項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた自動車取得税に係る徴収金を納付書によつて納付しなければならない。
- 5 自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について第1項の規定の適用があることとなつたときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。
- 6 前項の還付の申請をする者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。
- 7 知事は、第5項の規定により自動車取得税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

(自動車の返還があつた場合の自動車取得税の還付または納付義務の免除)

第52条 自動車販売業者から自動車の取得をした者が、当該自動車の性能が良好でないことまたは当該自動車の車体の塗色等が当該自動車の取得に係る契約の内容と異なることにより、

当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したときは、その者の申請により、当該自動車の取得に対する自動車取得税額が既に納付されているときはこれに相当する額を還付し、当該自動車取得税額がまだ納付されていないときはその納付の義務を免除する。

- 2 前項の申請をする者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 前条第7項の規定は、第1項の規定により自動車取得税額を還付する場合について準用する。

(自動車取得税の減免)

第53条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請によつて、規則で定めるところにより、自動車取得税を減免する。

- (1) 日本赤十字社の救急自動車およびへき地巡回診療または血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得
- (2) 社会福祉法人恩賜財団済生会の救急自動車およびへき地巡回診療の用に供する自動車に係る自動車の取得
- (3) 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、歩行が困難な程度の障害を有する者（以下この条および第71条において「身体障害者」という。）もしくは戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、歩行が困難な程度の障害を有する者（以下「戦傷病者」という。）が運転する自動車に係る当該身体障害者もしくは当該戦傷病者の自動車の取得または身体障害者、戦傷病者、都道府県知事もしくは地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所または知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者のうち、自ら移動することが困難な程度の障害を有する者（以下「知的障害者」という。）もしくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、自ら移動することが困難な程度の障害を有する者（以下この条および第71条において「精神障害者」という。）（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合または知的障害者もしくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）で知事が必要であると認めるもの
- (4) 前号に掲げる自動車の取得以外の自動車の取得で、身体障害者等の利用に供し、または

専ら身体障害者が運転するために、特別の仕様により製造され、または特別の仕様によりその構造もしくは装置に変更が加えられた自動車の取得であると知事が認めるもの

(5) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が当該法人の設立の登記をした日から3年以内に無償で取得した自動車専ら当該法人の同条第1項に規定する特定非営利活動の用に供するものに係る当該自動車の取得

(6) 取得した自動車が震災、風水害、落雷、火災またはこれらに類する災害（当該自動車の取得の日から3月以内に発生したものに限る。）により著しく価値を減じた場合における当該自動車の取得で知事が必要であると認めるもの

(7) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が地方バス路線維持のために知事が交付するコミュニティバス運行対策費補助金を受けて取得した一般乗合用バスでコミュニティバス路線の運行の用に供するものに係る当該自動車の取得

(8) その他特別の事情により知事が必要であると認めるもの

2 前項の規定によつて自動車取得税の減免を受けようとする者は、申告書を提出する際（同項第6号に該当する場合にあつては、災害の日から10日以内）に規則で定める様式による申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、同項第3号に該当する場合にあつては、規則で定める書類および運転免許証の提示をもつて、当該書類の添付に代えることができる。

第2章第7節の次に次の1節を加える。

第7節の2 軽油引取税

（軽油引取税の納税義務者等）

第54条 軽油引取税は、特約業者または元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取りおよび元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。）で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、その引取りを行う者に課する。

2 前項の場合において、特約業者または元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者または元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行つたものとみなして、同項の規定を適用する。

3 軽油引取税は、前2項に規定する場合のほか、特約業者または元売業者が炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物または単一の炭化水素で、1気圧において温度15度で液状であるものを含む。以下この節において同じ。）で軽油または揮発油（揮発油税法（昭和32年法律第55号）第2条第1項に規定する揮発油（同法第6条において揮発油とみなされるものを含む。）をいう。以下この節において同じ。）以外のもの（同法第16条または第16条の2に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下「燃料炭化水素油」という。）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（法第144条の32第1

項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税または揮発油税が課され、または課されるべき軽油または揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油または揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、当該特約業者または元売業者に課する。

- 4 軽油引取税は、前3項に規定する場合のほか、特約業者または元売業者以外の石油製品の販売業者（以下この節において「石油製品販売業者」という。）が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和もしくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合または燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（法第144条の32第1項第1号もしくは第2号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油または同項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税または揮発油税が課され、または課されるべき軽油または揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油または揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。
- 5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、県内に主たる定置場が所在する自動車の保有者（自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下この節において同じ。）が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量（当該消費に係る炭化水素油（燃料炭化水素油にあつては、法第144条の32第1項第4号の規定により消費の承認を受け、または同条第6項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に軽油引取税または揮発油税が課され、または課されるべき軽油もしくは燃料炭化水素油または揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油もしくは燃料炭化水素油または揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。
- 6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合（特別徴収義務者が引渡しを行つた軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。）においては、その所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項および第58条の20において同じ。）の数量（当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、または課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量）で政令で定めるところによつて算定したものを課税標準として、その者に課する。

（軽油引取税のみならず課税）

第55条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる

消費、譲渡または輸入に対し、当該消費、譲渡または輸入を同条第1項に規定する引取りと、当該消費、譲渡または輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡または輸入をする者に課する。

- (1) 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
 - (2) 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
 - (3) 第58条に規定する軽油の引取りを行つた者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡
 - (4) 第58条に規定する軽油の引取りを行つた者が同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
 - (5) 特約業者および元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、または他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費または譲渡
 - (6) 特約業者および元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入
- 2 特約業者または元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油（自動車の内燃機関の用に供することができると認められる炭化水素油で政令で定めるものを除く。）を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第1号または第2号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。
- 3 特約業者または元売業者は、軽油を使用して軽油以外の炭化水素油を製造する場合においては、あらかじめ当該軽油の使用量ならびに当該炭化水素油の種類およびその数量その他知事において必要があると認める事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。ただし、当該炭化水素油の製造が緊急を要する場合においては、事後に届出をすることができる。
- 4 前項に規定する場合において、当該特約業者または元売業者があらかじめ第58条の18第1項の申請書を知事に提出した場合は、前項の規定にかかわらず、同項の届出書の提出があつたものとみなす。
- 5 第1項第3号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、あらかじめ、総務省令で定める様式による届出書を知事に提出して承認書の交付を受けなければならない。

（軽油引取税の補完的納税義務）

第56条 法第144条の32第1項第1号または第2号の規定に違反して知事の承認を受けずに製造された軽油について、第54条第4項または前条第1項第5号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者（以下この条において「納税義務者」という。）が特定できないときまたはその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行つた者または当該軽油の製造の用に供した施設もしくは設備を所有する者で政令で定めるものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

（軽油引取税の課税免除）

第57条 次に掲げる軽油の引取りに対しては、第58条の7第3項の規定による知事の承認があ

つた場合に限り、軽油引取税を課さない。

(1) 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの

(2) 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り

第58条 石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場においてエチレンその他の政令で定める石油化学製品を製造するためにその原料の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取りに対しては、法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつた場合または法第144条の31第4項もしくは第5項の規定による知事もしくは他の道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

(特約業者の指定等)

第58条の2 知事は、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者（政令で定める要件に該当する者を除く。）で、県内に主たる事務所または事業所を有するものを、その者の申請に基づき、仮特約業者として指定する。

2 前項の仮特約業者の指定を受けようとする者は、その旨を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

3 第1項の規定による仮特約業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して1年とする。ただし、仮特約業者が次条第1項の規定による特約業者の指定を受けたときは、当該仮特約業者の指定は、その効力を失う。

4 知事は、仮特約業者が第1項の政令で定める要件に該当することとなつたときその他政令で定める場合には、当該仮特約業者の指定を取り消すことができる。

第58条の3 知事は、県内に主たる事務所または事業所を有する仮特約業者のうち、政令で定める要件に該当するものを、当該仮特約業者の申請に基づき、特約業者として指定する。

2 前項の特約業者の指定を受けようとする仮特約業者は、その旨を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、特約業者が第1項に規定する要件に該当しなくなつたときその他政令で定める要件に該当するときは、当該特約業者の指定を取り消すことができる。

(軽油引取税の税率)

第58条の4 軽油引取税の税率は、1キロリットルにつき、15,000円とする。

(軽油引取税の徴収の方法)

第58条の5 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第54条第3項から第6項までまたは第55条の規定によつて軽油引取税を課する場合および特別の必要があつて知事が指定する場合における徴収は、申告納付の方法による。

2 法第144条の22第4項（法第144条の25第5項において準用する場合を含む。）の規定によつて軽油引取税を徴収する場合においては、普通徴収の例により徴収する。

(軽油引取税の特別徴収義務者)

第58条の6 軽油引取税の特別徴収義務者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 元売業者
- (2) 特約業者
- (3) 前2号に掲げる者の共同事業者
- (4) その他軽油引取税の徴収の便宜を有する者で知事が指定するもの

2 前項の特別徴収義務者は、第54条第1項に規定する軽油の引取りおよび同条第2項において特約業者または元売業者からの引取りとみなされる軽油の引取りに対して課する軽油引取税を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者が元売業者または特約業者の指定を取り消された場合は、当該特別徴収義務者およびその共同事業者である特別徴収義務者は、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

(軽油引取税の申告納入)

第58条の7 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量（以下この節において「課税標準量」という。）および税額ならびに第57条または第58条の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した総務省令で定める様式による納入申告書を知事に提出し、およびその納入金を納入書によつて納入しなければならない。

2 課税標準量は、特約業者からの引取りに係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量から当該軽油の数量に100分の1を乗じて得た数量を控除して得た数量とし、元売業者からの引取りに係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量から当該軽油の数量に100分の0.3を乗じて得た数量を控除して得た数量とする。

3 第1項の場合において、第57条または第58条の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、総務省令で定めるところにより、次条第4項に規定する登録特別徴収義務者は、法第144条の21第1項に規定する免税証その他当該数量を証するに足りる書面を添付して、知事の承認を受けなければならない。

4 次条第4項に規定する登録特別徴収義務者は、第1項の期間について納入すべき軽油引取税額がない場合においても、同項および前項の規定に準じて、納入申告書を提出しなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第58条の8 第58条の6第1項各号に掲げる者は、事務所または事業所の営業を開始しようとする場合にはその5日前までに、事務所または事業所の営業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合には当該指定を受けた日の5日後までに、その引渡しに係る軽油の納入が行われることとなつた場合にはその納入の日の属する月の翌月末日までに、軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。ただし、既に当該登録がなされている場合においては、この限りでない。

- 2 前項の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 事務所または事業所の営業を開始しようとする場合
- ア 特別徴収義務者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつてはその代表者の氏名
 - イ 事務所または事業所の名称および所在地ならびに事務所または事業所の代表者の氏名
 - ウ 元売業者の名称（特別徴収義務者が特約業者である場合に限る。）
 - エ 取扱石油製品の種類およびその貯蔵設備の概要
 - オ 事務所または事業所の営業開始年月日
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- (2) 事務所または事業所の営業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合
- ア 特別徴収義務者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつてはその代表者の氏名
 - イ 事務所または事業所の名称および所在地ならびに事務所または事業所の代表者の氏名
 - ウ 元売業者の名称（特別徴収義務者が特約業者である場合に限る。）
 - エ 取扱石油製品の種類およびその貯蔵設備の概要
 - オ 特別徴収義務者として指定された日
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- (3) 引渡しに係る軽油の納入が行われることとなつた場合
- ア 特別徴収義務者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつてはその代表者の氏名
 - イ 軽油の納入地
 - ウ 当該納入を受ける者の氏名または名称および住所
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 3 知事は、第1項の登録の申請を受理した場合には、その申請をした者を登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に通知しなければならない。
- 4 知事は、登録特別徴収義務者（前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この条において同じ。）のうち県内に事務所または事業所を有するものに対し、当該事務所または事業所ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する総務省令で定める証票を交付する。
- 5 登録特別徴収義務者は、登録をした事項を変更しようとする場合には、その変更しようとする日の前日（相続があつた場合においては、相続開始の日の5日後）までに、変更しようとする事項を記載した申請書により、その登録の変更を申請しなければならない。
- 6 事務所または事業所の営業を承継した軽油引取税の特別徴収義務者が提出すべき第2項の申請書または前項の申請書には、被承継者の連署を必要とする。この場合において、被承継

者については、前項の登録変更の申請があつたものとみなす。

7 知事は、登録特別徴収義務者から登録の消除の申請があつたとき、または当該登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなつたときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除する。

8 知事は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなつたときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除することができる。

(1) 当該登録特別徴収義務者の事務所または事業所が県内に所在しなくなつたとき。

(2) 県内において1年以上当該登録特別徴収義務者からの軽油の納入が行われないうとき。

9 知事は、前2項の規定により登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、その旨を当該消除に係る者に対し通知しなければならない。

(軽油引取税に係る免税の手続)

第58条の9 第58条に規定する用途に供するため、同条の規定によつてその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油（以下この節において「免税軽油」という。）の引取りを行おうとする同条に規定する者（以下この節において「免税軽油使用者」という。）は、あらかじめ、知事に法第144条の21第2項の申請書を提出して同項の免税軽油使用者証の交付を受けておかなければならない。この場合において、免税軽油使用者のうち知事の承認を受けた者にあつては、2人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けることができる。

2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第58条に規定する用途に該当しないときその他政令で定めるときを除き、免税軽油使用者証を交付する。

3 免税軽油使用者証の有効期間は、免税軽油使用者証を交付した日から3年以内において知事が免税軽油使用者証に記入した期間とする。

4 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、知事に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受けなければならない。

5 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、免税軽油の引取りを必要としなくなつたとき、または当該免税軽油使用者証の有効期間が満了したときは、遅滞なく、当該免税軽油使用者証を知事に返納しなければならない。

第58条の10 免税軽油使用者が免税証の交付を受けようとする場合においては、その都度、前条の規定によりあらかじめ交付を受けている免税軽油使用者証を提示して法第144条の21第1項の規定による申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、同項ただし書の規定により免税証の交付を受けようとする者は、政令で定める届出書の写しを知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書に記載する免税軽油の数量は、18リットルを下らないようにしなければならない。

- 3 第1項の規定による申請書の提出は、2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証をとりまとめて提示するとともに、第1項の申請書に免税軽油使用者ごとに記名押印した政令で定める明細書を添付しなければならない。
- 4 知事は、第1項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途および使用期間に照らし適当でないと認めるときその他政令で定めるときを除き、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量の引取りを行うため必要とする免税証を交付する。
- 5 免税軽油使用者は、前項の免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行うものとする。ただし、免税軽油使用者が当該販売業者の事務所または事業所所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。
- 6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名押印しなければならない。
- 7 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から1年以内において知事が免税証に記入した期間とする。
- 8 前条第5項の規定は、免税証について準用する。

第58条の11 県内に免税軽油使用者の当該免税軽油の使用に係る事務所または事業所が所在する場合において、当該免税軽油使用者が法第144条の21第1項ただし書の規定および政令で定めるところにより他の道府県知事に免税証の交付を申請するときは、政令で定める届出書を知事に提出しなければならない。

(免税軽油の引取り等に係る報告義務)

第58条の12 免税軽油使用者証の交付を受けた者（第58条の9第1項後段の規定により2人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、それぞれの者。以下この項および次項において同じ。）は、毎月末日までに（次項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油（免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行つた免税軽油をいう。以下この項および次項において同じ。）の引取りに関する事実およびその数量（その事実がない場合には、その旨）その他の総務省令で定める事項を記載した報告書および総務省令で定める書類（次項において「報告書等」という。）を知事に提出しなければならない。ただし、前月の初日から末日までの間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油を保有していない場合は、この限りでない。

- 2 免税軽油使用者証の交付を受けた者のうち、報告対象免税軽油が少量であることその他の

規則で定める要件に該当するものとして知事が指定した者の前項の規定による報告書等の提出期限は、報告対象免税軽油に係る免税証の有効期間の終了する日の属する月の翌月の末日とする。

- 3 前項の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、免税証の交付の申請に併せて知事に申請書を提出しなければならない。
- 4 知事は、第2項の指定をしたときは、その旨を当該指定を受けた者に通知しなければならない。
- 5 知事は、第2項の指定を受けた者について、同項に規定する要件に該当しなくなったことその他軽油引取税の保全上適当でない事情が生じたと認めるときは、同項の指定を取り消すことができる。

(軽油引取税に係る徴収猶予)

第58条の13 法第144条の29第1項の規定による徴収猶予の申請をする軽油引取税の特別徴収義務者は、その旨を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証するに足りる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の徴収猶予をする場合には、政令で定める要件に該当して担保を徴する必要があると認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを政令で定めるところにより、徴しなければならない。

(軽油引取税の徴収不能額等の還付または納入義務の免除の申請等)

第58条の14 法第144条の30第1項の規定による徴収不能額等の還付または納入義務の免除の申請をする軽油引取税の特別徴収義務者は、その旨を記載した申請書に徴収不能額等の還付または納入義務の免除を必要とする理由を証するに足りる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 2 法第144条の30第1項の規定により、軽油引取税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

(軽油を返還した場合における措置)

第58条の15 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部または一部が当該特別徴収義務者に返還された場合において、その引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該特別徴収義務者は、当該軽油が返還された日から1月以内に次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつてはその代表者の氏名
- (2) 当該販売契約による軽油の引取りに係る特別徴収義務者の事務所または事業所の名称および所在地ならびに事務所または事業所の代表者の氏名
- (3) 当該販売契約による軽油の引取りが行われた年月日および引取りに係る軽油の数量

- (4) 販売契約の解除の理由および解除のあつた年月日
- (5) 返還に係る軽油の数量および解除のあつた年月日
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の31第1項の規定により、納入に係る軽油引取税額のうち返還された軽油に対応する部分の税額およびこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、その旨を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

3 前2項の場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があつたことおよびその数量を証するに足りる書類を添付しなければならない。

(法第144条の31第4項または第5項の知事の承認)

第58条の16 免税軽油使用者は、法第144条の31第4項または第5項の規定により、知事の承認を受けようとする場合においては、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 免税軽油使用者が法第144条の21第1項の規定により免税証の交付を申請した場合における当該申請に係る軽油の数量
- (2) 前号に掲げる軽油の数量のうち、知事が交付した免税証に係る軽油の数量
- (3) 免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要が生じた理由
- (4) 前号に掲げる軽油を免税用途に供した年月日およびその数量
- (5) 第3号に掲げる軽油の引取りを行つた軽油の販売業者の氏名または名称および事務所または事業所の所在地
- (6) 第3号に掲げる軽油について免税証の交付を申請することができなかつた理由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の承認をした場合は、規則で定める承認書を同項の免税軽油使用者に交付する。

(免税軽油以外の軽油の引取りを行つた後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置)

第58条の17 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の31第4項または第5項の規定により、軽油引取税額の納入の免除または納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額およびこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、その旨を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、免税証を交付した道府県知事の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

(法第144条の32第1項の知事の承認)

第58条の18 法第144条の32第1項に規定する者が、同項の規定により知事の承認を受けようとする場合においては、総務省令で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、軽油引取税の取締りまたは保全上特に必要があると認めるときを除き、前項の承認を与え、当該承認を与えた者に対し製造等承認証を交付する。

(事業の開廃等の届出)

第58条の19 特約業者、石油製品販売業者または軽油製造業者等（軽油の製造または輸入をすることを業とする者で元売業者以外のものをいう。以下この節において同じ。）で県内に主たる事務所または事業所を有するものは、事業を開始しようとするときは、当該事務所または事業所ごとに、その旨を記載した届出書により知事に届け出なければならない。その事業を廃止し、または休止しようとするときも、同様とする。

- 2 元売業者または軽油製造業者等が特約業者、石油製品販売業者または軽油製造業者等と、継続的に軽油の供給を行う販売契約を締結したときは、その当事者（元売業者を除く。）で県内に主たる事務所または事業所を有するものは、その旨を記載した届出書により知事に届け出なければならない。当該販売契約が終了したときも、同様とする。

- 3 特約業者、石油製品販売業者および軽油製造業者等は、前2項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を記載した届出書により知事に届け出なければならない。

(軽油引取税の申告納付の手続)

第58条の20 第58条の5第1項ただし書の規定によつて軽油引取税を申告納付すべき納税者

(以下この節において「納税者」という。)は、第54条第3項から第5項までまたは第55条第1項第1号、第2号もしくは第5号に掲げる者にあつては毎月末日までに、前月の初日から末日までの期間における当該販売もしくは消費または譲渡に係る軽油引取税の課税標準量および税額について、第54条第6項に掲げる者にあつてはその者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月末日までに、その所有に係る軽油に係る軽油引取税の課税標準量および税額について、第55条第1項第3号または第4号に掲げる者にあつては当該消費または譲渡をした日から30日以内に、当該消費または譲渡に係る軽油引取税の課税標準量および税額について、第55条第1項第6号に掲げる者にあつては当該軽油の輸入の時までに、当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量および税額について、それぞれ総務省令で定める様式による申告書を知事に提出し、およびその申告した税額を納付書によつて納付しなければならない。

(法第144条の22第4項または法第144条の25第5項の規定による軽油引取税の徴収の手続)

第58条の21 第58条の5第2項の規定によつて軽油引取税を徴収する場合においては、次に掲げる者に対して軽油引取税の納税通知書を交付する。

- (1) 法第144条の22第1項に規定する者または同条第2項の法人もしくは人
- (2) 法第144条の25第2項に規定する者または同条第3項の法人もしくは人
- 2 前項の場合における軽油引取税の納期は、納税通知書の定めるところによる。
- 3 第1項の納税通知書の様式は、規則で定める。

(軽油引取税の減免)

第58条の22 知事は、災害により甚大な損害を被つた場合その他特別の事情がある場合において特に軽油引取税の減免を必要とすると認められる納税者に対しては、軽油引取税を減免する。

2 前項の規定によつて軽油引取税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 減免を受けようとする軽油の用途別数量
- (2) 販売業者の住所および氏名または名称
- (3) 減免を受けようとする理由

(軽油引取税に係る不足税額等の納入または納付)

第58条の23 軽油引取税の特別徴収義務者または納税者は、法第144条の44第4項の規定による軽油引取税に係る更正または決定の通知、法第144条の47第5項の規定による軽油引取税に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第144条の48第4項の規定による軽油引取税に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を納入書または納付書によつて納入し、または納付しなければならない。

第60条第1項第7号中「(昭和22年法律第164号)」、「(昭和35年法律第37号)」および「(昭和25年法律第123号)」を削る。

第71条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 身体障害者もしくは戦傷病者が運転する自動車で当該身体障害者もしくは当該戦傷病者の所有するものまたは身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車で当該身体障害者等の所有するもの(当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合または知的障害者もしくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の所有する自動車を含む。)

であつて、1人の身体障害者等につき1台に限り、知事が必要であると認めるもの

第3章第1節および第2節を次のように改める。

第1節および第2節 削除

第114条から第137条まで 削除

付則第5条の2中「平成19年度および平成20年度」を「平成21年度」に、「4,000円」を「3,300円」に改める。

付則第5条の4第1項第3号中「、第41条の3の2」を削る。

付則第8条第2項中「第6条第1項」を「第8条第2項第1号」に、「農業振興地域内」を「農用地区域(次項において「農用地区域」という。)内」に、「平成21年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応

じ、当該各号に定める額」を「当該土地の価格の3分の1に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合にあっては、当該3分の1に相当する額または当該交換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令附則第7条第2項に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額のいずれが多い額）」に改め、同項各号を削り、同条第4項中「平成21年3月31日」を「平成23年3月31日」に改め、同条第5項中「第4条第2項に規定する農地保有合理化法人が、同項第1号」を「第8条第1項または第11条の12に規定する農地保有合理化法人または農地利用集積円滑化団体が、同法第4条第2項第1号」に、「平成10年度」を「平成21年度」に、「平成10年4月1日」を「農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第 号）の施行の日」に改め、同条第6項および第7項中「平成21年3月31日」を「平成23年3月31日」に改め、同条第8項中「鉄道事業法」の右に「（昭和61年法律第92号）」を加え、同条第9項および第10項中「平成21年3月31日」を「平成23年3月31日」に改め、同条第13項中「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同条第14項中「平成21年3月31日」を「平成23年3月31日」に改め、同条第18項を次のように改める。

18 農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号イに規定する農地所有者代理事業により農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得（第2項の規定の適用を受ける土地の取得を除く。）に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合にあっては、当該3分の1に相当する額または当該交換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令附則第7条第2項に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額のいずれが多い額）を価格から控除する。

付則第8条第19項中「放送法」を「放送法（昭和25年法律第132号）」に、「平成21年3月31日」を「平成23年3月31日」に改め、同条第20項および第21項中「平成21年3月31日」を「平成23年3月31日」に改め、同条第22項中「第8条第1項」を「第8条第2項第1号」に、「農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域」を「農用地区域」に、「農業経営基盤強化促進法第27条の3第3項」を「農地法第35条第2項」に、「第27条の4第2項」を「第36条第2項」に、「当該取得が」を「当該取得が農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第 号）の施行の日から」に、「平成21年3月31日」を「平成23年3月31日」に、「に行われた」を「の間に行われた」に改め、同条第24項中「平成21年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

付則第8条の2第1項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

付則第9条第1項および第4項中「平成21年3月31日」を「平成23年3月31日」に改め、同条第7項中「平成19年8月6日から平成21年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成23年3月31日まで」に改め、「従つて事業の譲渡」の右に「もしくは資産の譲渡（当該計画に従つて行われる事業の譲渡と一体のものとして行われる資産の譲渡または当該計画に従つて行われる他の資産の譲渡と併せて一の事業の譲渡とみなすことができる資産の譲渡として総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）」を、「から事業の譲渡」の右に「もしくは資産の譲渡」を加える。

付則第9条の2第1項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改め、同条第3項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改め、「付則第8条第2項」の右に「もしくは第18項」を加える。

付則第9条の3中「付則第8条第2項」の右に「もしくは第18項」を加える。

付則第9条の4中「の農地保有合理化法人」を「に規定する農地保有合理化法人等」に、「平成元年度」を「平成21年度」に、「平成元年4月1日」を「農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第 号）の施行の日」に改める。

付則第10条第1項中「、第16項および第20項」を「から第17項まで、第21項および第22項」に改め、同条第4項中「第70条の4第16項」を「第70条の4第17項」に、「同条第16号」を「同条第17号」に改め、同条第6項中「第16項第2号または第18項」を「第17項第2号、第19項または第22項第1号もしくは第5号」に、「第70条の4第24項もしくは第25項」を「第70条の4第29項もしくは第30項」に改め、同条第7項中「第20項」とあるのは「」を「から第17項まで、第21項および第22項」とあるのは「、第16項および」に、「または第18項」とあるのは「」を「第17項第2号、第19項または第22項第1号もしくは第5号」とあるのは「第16項第2号」に改め、「第12項」との右に「、」を「旧租税特別措置法第70条の4第29項もしくは第30項」とあるのは「旧租税特別措置法第70条の4第24項もしくは第25項」とを加える。

付則第10条の2の次に次の4条を加える。

（自動車取得税の税率の特例等）

第10条の2の2 自家用の自動車（第42条第1項の自動車をいう。以下この条において同じ。）

で軽自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。）以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第45条の規定にかかわらず、100分の5とする。

2 第8項第1号もしくは第2号に掲げる軽油自動車または第10項に規定する第1種省エネルギー自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第45条および前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または前項に定める率に4分の1を乗じて得た率とする。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項または前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。

(1) 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が3.5トンを超える軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。

第8項において同じ。）のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物または粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物または粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

(2) 第11項に規定する第2種省エネルギー自動車

4 電気自動車（電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

5 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値

の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので総務省令で定めるもの

6 充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率から100分の2.4を控除した率とする。

7 次に掲げる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得（前2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率から100分の1.6（当該電力併用自動車バスまたはトラックである場合にあっては、100分の2.7）を控除した率とする。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が3.5トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとし

て定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年電力併用重量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物または粒子状物質の排出量が平成17年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物または粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

8 次に掲げる軽油自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得（前3項、第10項または第11項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率から、第1号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の1）を、第2号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2を、第3号に掲げる軽油自動車にあつては100分の1（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の0.5）をそれぞれ控除した率とする。

(1) 車両総重量が12トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

(3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車に総務省令で定めるもののうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの

9 自動車の取得が平成30年3月31日までに行われた場合における第46条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。

10 第1種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので総務省令で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種省エネルギー自動車の取得（第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とある

のは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。

- 11 第2種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種省エネルギー自動車の取得（第4項から第7項までまたは前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

- 12 前2項の規定は、第48条第1項または法第123条の規定により提出される申告書または修正申告書に、当該自動車の取得につき前2項の規定の適用を受けようとする旨その他の総務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

（軽油引取税に係るみなし揮発油の特例）

- 第10条の2の3 当分の間、第54条第3項に規定する揮発油には、租税特別措置法第88条の6の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

（軽油引取税の課税免除の特例）

- 第10条の2の4 平成24年3月31日までに行われる軽油の引取りに関して、次の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる用途に供する軽油の引取りに対しては、第54条第1項および第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項もしくは第5項の規定による知事もしくは他の道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

船舶の使用者	船舶の動力源の用途
海上保安庁	航路標識法（昭和24年法律第99号）第2条の規定により設置し、および管理する航路標識の電源の用途
電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者で総務省令で定めるもの	電気通信事業法第2条第2号に規定する電気通信設備（以下この表において「電気通信設備」という。）で総務省令で定めるものの電源の用途（通常の電力の供給が断たれた場合その他総務省令で定める場合の用途に限る。以下この表において同じ。）
警察の用に供する電気通信設備を設置し、および管理する者	警察の用に供する電気通信設備の電源の用途
放送法第2条第3号の2に規定する放送事業者	放送法第2条第1号に規定する放送の用に供する施設で総務省令で定めるものの電源の用途
自衛隊の使用する機械を管理する者	自衛隊の使用する通信の用に供する機械、自動車（道路運送車両法第4条の規定により登録を受けている自動車

	ならびに自衛隊法（昭和29年法律第165号）第114条第1項の規定により道路運送車両法の規定が適用されない自動車で同条第3項の規定により番号および標識を付されたものを除く。）その他これらに類する機械で総務省令で定めるものの電源または動力源の用途
消防庁および地方公共団体	消防事務の用に供する電気通信設備の電源の用途
鉄道事業もしくは軌道事業を営む者または専用の鉄道を設置する者もしくは専用側線において車両の入換作業を営む者	鉄道用車両または軌道用車両（日本貨物鉄道株式会社にあつては、日本貨物鉄道株式会社が駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内その他これに類するコンテナ貨物の取扱いを行う場所において専らコンテナ貨物の積卸しの用に供するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものを含む。）の動力源の用途
農業または林業を営む者、委託を受けて農作業を行う者で総務省令で定めるもの、農地の造成または改良を主たる業務とする者および素材生産業を営む者で総務省令で定めるもの	農業、林業または農地の造成もしくは改良の業務の用に供する機械で次に掲げるものの動力源の用途 ア 動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械および畜産用機械 イ 製材機、集材機、積込機および可搬式チップ製造機
陶磁器製造業を営む者	陶磁器の製造工程における焼成および乾燥の用途
建設用粘土製品製造業を営む者	建設用粘土製品（粘土かわらおよび陶管に限る。）の製造工程における焼成および乾燥の用途
セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者	セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者の事業場内において専らセメント製品またはその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
生コンクリート製造業を営む者	生コンクリート製造業を営む者（製造した生コンクリートを事業場外において自ら運搬するものを除く。）の事業場内において専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
鉄鋼業を営む者	ペレット、連続鑄造鋼片、条鋼、鋼板、鋼管、鋼管継手、鋼線、鑄鋼および鍛鋼の製造工程における熱処理、焼鈍、加熱および乾燥の用途
電気供給業を営む者	1 汽力発電装置の助燃（軽油専焼バーナーおよび重油加熱バーナーによるものに限る。）の用途 2 ガスタービン発電装置の動力源の用途
地熱資源開発事業を営む者	地熱資源の開発のために使用する動力付試すい機の動力源の用途

鉱物（岩石および砂利を含む。）の掘採事業を営む者	さく岩機および動力付試すい機ならびに鉱物（岩石および砂利を含む。）の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において専ら鉱物（岩石および砂利を含む。）の掘採、積み込みまたは運搬のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
とび・土工工事業で総務省令で定めるものを営む者	とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削または運搬のために使用する建設機械（カタピラを有しないものまたは道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
鉱さいバラス製造業を営む者	鉱さいバラス製造業を営む者の事業場内において専ら鉱さいの破碎または鉱さいバラスの集積もしくは積み込みのために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
化学工業を営む者	1 エチレン、プロピレンおよびブチレンの原料またはノルマルパラフィンの原料（ノルマルパラフィンとなる部分に限る。）の用途 2 硝安油剤爆薬の原料の用途 3 ポリプロピレンの製造工程における物性改良およびアモルファスポリマーの粘性低下の用途
石油製品製造業で総務省令で定めるものを営む者	潤滑油、グリースまたは印刷インキ用溶剤の原料の用途
港湾運送業を営む者	港湾において専ら港湾運送のために使用されるブルドーザーその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
倉庫業を営む者	倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条の規定による登録を受けて倉庫業を営む者の倉庫において専ら当該倉庫業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
鉄道（軌道を含む。）に係る貨物利用運送事業または鉄道貨物積卸業を営む者	駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内において専ら貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るものまたは鉄道（軌道を含む。）により運送される貨物の鉄道の（軌道を含む。）の車両への積み込みもしくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
航空運送サービス業で総務省令で定めるものを営む者	空港法（昭和31年法律第80号）第4条第1項各号に掲げる空港、同法第5条第1項に規定する地方管理空港その他の公共の飛行場で総務省令で定めるものにおいて専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸しもしくは運搬

	または航空機の整備のために使用するパッセンジャーストップ、ベルトローダー、高所作業車その他これらに類する作業用機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
廃棄物処理事業を営む者	廃棄物処理事業（総務省令で定めるものを除く。）を営む者が廃棄物の埋立地（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第3号ロに規定する埋立地をいう。）内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
木材加工業で総務省令で定めるものを営む者	木材加工業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
木材市場業で総務省令で定めるものを営む者	木材市場業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
たい肥製造業で総務省令で定めるものを営む者	たい肥製造業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において、専らたい肥の製造工程において使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）またはたい肥もしくはその原材料の積卸しもしくは運搬のために使用する機械の動力源の用途
自動車教習所業で総務省令で定めるものを営む者	自動車教習所業で総務省令で定めるものを営む者の道路交通法第99条第1項の規定により指定を受けた同法第98条第1項に規定する自動車教習所において自動車の運転に関する技能の教習のために使用する教習指導員もしくは技能検定員が危険を防止するために応急の措置を講ずることができる装置または無線指導装置を備えた機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
索道事業を営む者	鉄道事業法第32条の規定による許可を受けて索道事業を営む者のスキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）または雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途
ゴルフ場業を営む者	ゴルフ場において専ら当該ゴルフ場の整備のために使用する芝生を刈り込むための装置を備えた機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）、刈り込んだ芝生を回収するための装置を備えた機械または芝生の育成管理用の土もしくは砂を散布する装置を備えた機械の動力源の用途

- 2 第58条の9から第58条の12まで、第58条の16および第58条の17の規定は、前項の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第58条の9第1項中「第58条に規定する」とあるのは「付則第10条の2の4第1項の表の右欄に掲げる」と、「同条の」とあるのは「同項の」と、「同条に規定する」とあるのは「同表の左欄に掲げる」と、「第144条の21第2項」とあるのは「附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する法第144条の21第2項」と、同条第2項中「第58条に規定する」とあるのは「付則第10条の2の4第1項の表の右欄に掲げる」と、第58条の10第1項中「第144条の21第1項」とあるのは「附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項」と、第58条の11中「第144条の21第1項ただし書」とあるのは「附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項ただし書」と、第58条の12第1項中「第58条の9第1項後段」とあるのは「付則第10条の2の4第2項において読み替えて準用する第58条の9第1項後段」と、第58条の16第1項中「第144条の31第4項または第5項」とあるのは「附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項または第5項」と、同項第1号中「第144条の21第1項」とあるのは「附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項」と、第58条の17第1項中「第144条の31第4項または第5項」とあるのは「附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項または第5項」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の場合における第55条、第58条の5、第58条の7、第58条の13および第58条の20の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第55条第1項第3号および第4号	第58条	第58条または付則第10条の2の4第1項
第55条第1項第4号	同条	これらの規定
第58条の5第1項	第55条	第55条（付則第10条の2の4第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第58条の7第1項および第3項	または第58条	もしくは第58条または付則第10条の2の4第1項
第58条の7第3項	第144条の21第1項	第144条の21第1項（法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。）
第58条の13第1項	第144条の29第1項	第144条の29第1項（法附則第12条の2の4第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第58条の20	第55条第1項第3号または第4号	第55条第1項第3号または第4号（付則第10条の2の4第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

(軽油引取税の税率の特例)

第10条の2の5 平成30年3月31日までに第54条第1項もしくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油もしくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費もしくは第55条第1項各号の軽油の消費、譲渡もしくは輸入が行われた場合または当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第54条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、第58条の4の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、32,100円とする。

付則第10条の3第3項中「(昭和54年法律第49号)」および「および次条」を削り、「施行令附則第10条の2に」を「総務省令で」に改める。

付則中第11条から第11条の3までを削り、第11条の4を第11条とする。

付則第12条第3項第3号中「第21条の2第1項後段」を「第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第12条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項後段」に改める。

付則第13条第3項第3号中「第21条の2第1項後段」を「第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項後段」に改める。

付則第13条の2第1項および第2項中「平成21年度」を「平成26年度」に改める。

付則第14条第4項第3号中「第21条の2第1項後段」を「第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項後段」に改める。

付則第14条の2第4項第3号中「第21条の2第1項後段」を「第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項後段」に改める。

付則第14条の4第2項第3号中「第21条の2第1項後段」を「第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項後段」に改める。

付則第14条の5第2項第2号中「第21条の2第1項後段」を「第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項後段」に改め、同条第5項第2号中「第21条の2第1項後段」を「第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項後段」に、「、同項」を「同項」に改める。

(滋賀県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 滋賀県税条例の一部を改正する条例(平成20年滋賀県条例第38号)の一部を次のように改正する。

付則第1項第2号中「付則第22項から第24項まで」を「付則第21項から第23項まで」に改め、

同項第3号中「第20項および第21項」を「第19項および第20項」に改め、同項第5号中「第15項」を「第14項」に改め、同項第6号中「付則第16項から第19項まで」を「付則第15項から第18項まで」に改める。

付則第3項および第4項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改める。

付則第9項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.2」に改め、同項各号を削る。

付則第12項中「（次項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）」を削る。

付則中第13項を削り、第14項を第13項とし、第15項を第14項とし、第16項を第15項とする。

付則第17項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）附則第3条第20項の規定により読み替えて適用される新法附則第35条の2第5項の規定により読み替えて適用される新法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.2」に改め、同項各号を削り、同項を付則第16項とし、付則中第18項を第17項とする。

付則第19項中「第17項」を「第16項」に改め、同項を付則第18項とし、付則中第20項を第19項とする。

付則第21項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改め、同項を付則第20項とし、付則中第22項から第24項までを1項ずつ繰り上げる。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第1条中滋賀県税条例第39条の16の5、第39条の16の6および第39条の18の改正規定ならびに同条例付則第8条第5項および第18項の改正規定、同条第22項の改正規定（「平成21年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める部分を除く。）、付則第9条の2第3項の改正規定（「付則第8条第2項」の右に「もしくは第18項」を加える部分に限る。）、付則第9条の3、第9条の4および第10条の改正規定ならびに付則第3項および第5項の規定は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第号）の施行の日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の滋賀県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 付則第1項ただし書に定める日以前の第1条の規定による改正前の滋賀県税条例（以下「旧条例」という。）第39条の16の5第1項および第3項、第39条の16の6第2項および第3項、付

則第8条第5項、第18項および第22項ならびに付則第9条の4に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

- 4 施行日前に旧条例付則第9条第7項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の左欄に掲げる計画に従って事業の譲渡を受けた同表の右欄に掲げる者または当該計画（同表第3号の左欄に掲げる計画を除く。）に従って同表の右欄に掲げる者から事業の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

- 5 新条例付則第10条の規定は、付則第1項ただし書に定める日以後の新条例付則第10条第1項に規定する農地、採草放牧地および準農地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の旧条例付則第10条第1項に規定する農地、採草放牧地および準農地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

- 6 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 7 新条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に新条例第54条第1項もしくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油もしくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費もしくは新条例第55条第1項各号（第3号または第4号を除く。）の軽油の消費、譲渡もしくは輸入が行われた場合または施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新条例第54条第6項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。

- 8 施行日前に旧条例第115条第1項もしくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油もしくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費もしくは旧条例第116条第1項各号（第3号または第4号を除く。）の軽油の消費、譲渡もしくは輸入が行われた場合または施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧条例第115条第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

- 9 この条例の施行の際現にされている旧条例第118条の2第1項の規定による仮特約業者の指定の申請は、新条例第58条の2第1項の規定による仮特約業者の指定の申請とみなす。

- 10 この条例の施行の際現に旧条例第118条の2第1項の規定により仮特約業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該仮特約業者の指定は、新条例第58条の2第1項の規定による仮特約業者の指定とみなす。

- 11 この条例の施行の際現にされている旧条例第118条の3第1項の規定による特約業者の指定の申請は、新条例第58条の3第1項の規定による特約業者の指定の申請とみなす。

- 12 この条例の施行の際現に旧条例第118条の3第1項の規定により特約業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該特約業者の指定は、新条例第58条の3第1項の規定による特約業者の指定とみなす。
- 13 この条例の施行の際現にされている旧条例第123条第1項の規定による特別徴収義務者の登録の申請は、新条例第58条の8第1項の規定による特別徴収義務者の登録の申請とみなす。
- 14 この条例の施行の際現に旧条例第123条第3項の規定により登録特別徴収義務者の登録を受けている者に係る同項の規定による当該登録特別徴収義務者の登録は、新条例第58条の8第3項の規定による登録特別徴収義務者の登録とみなす。
- 15 この条例の施行の際現に旧条例第123条第4項の規定により交付を受けている証票は、新条例第58条の8第4項の規定により交付を受けた証票とみなす。
- 16 この条例の施行の際現にされている旧条例第123条第5項の規定による登録特別徴収義務者の登録をした事項の変更の申請は、新条例第58条の8第5項の規定による登録特別徴収義務者の登録をした事項の変更の申請とみなす。
- 17 この条例の施行の際現にされている旧条例第123条第7項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請は、新条例第58条の8第7項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請とみなす。
- 18 この条例の施行の際現に旧条例第124条第1項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、新条例第58条に規定する用途に係る免税軽油使用者証にあつては新条例第58条の9第1項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証と、新条例付則第10条の2の4第1項の表の右欄に掲げる用途に係る免税軽油使用者証にあつては同条第2項において読み替えて準用する新条例第58条の9第1項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。
- 19 この条例の施行の際現に旧条例第131条第2項の規定により交付を受けている製造等承認証は、新条例第58条の18第2項の規定により交付を受けた製造等承認証とみなす。
- 20 施行日前に新条例第58条の19第1項に規定する特約業者、石油製品販売業者または軽油製造業者等が旧条例第131条の2第1項から第3項までの規定によりした届出は、新条例第58条の19第1項から第3項までの規定によりした届出とみなす。

平成21年4月

滋賀県議会臨時会議案

(その2)

目 次

議第137号 滋賀県監査委員の選任につき同意を求めることについて	頁 1
--	--------

議第137号

滋賀県監査委員の選任につき同意を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成21年 4 月 27 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県監査委員の選任につき同意を求めることについて

滋賀県監査委員に次の者を選任することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、同意を求める。

住 所
滋賀県大津市真野五丁目15番 5 号

氏 名
佐 野 高 典